

環境目標3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

基本目標

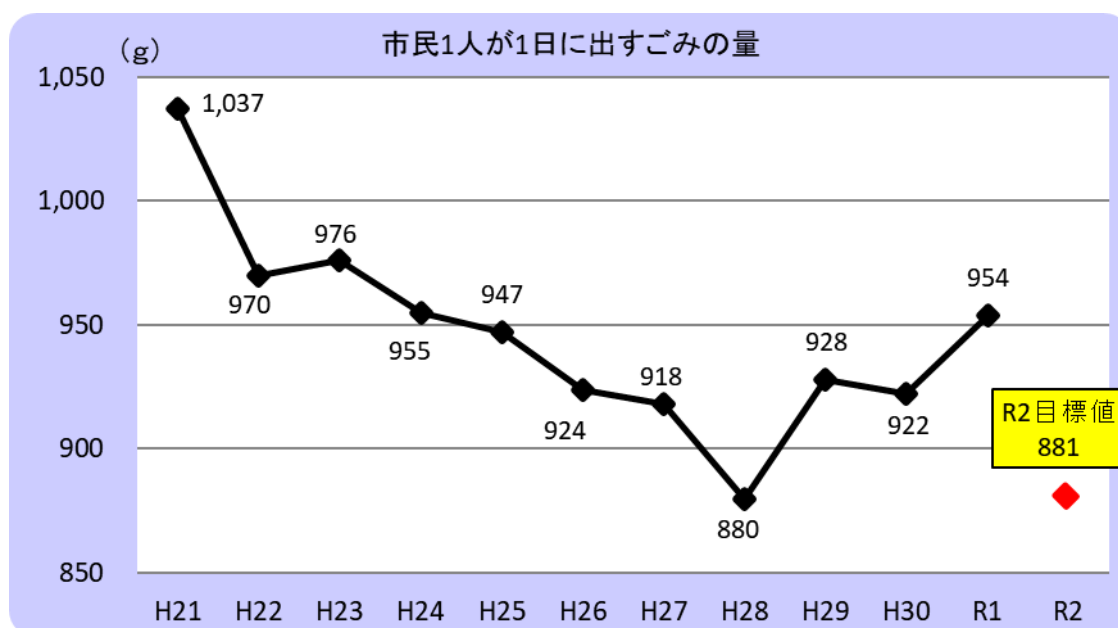
市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会を構築する。

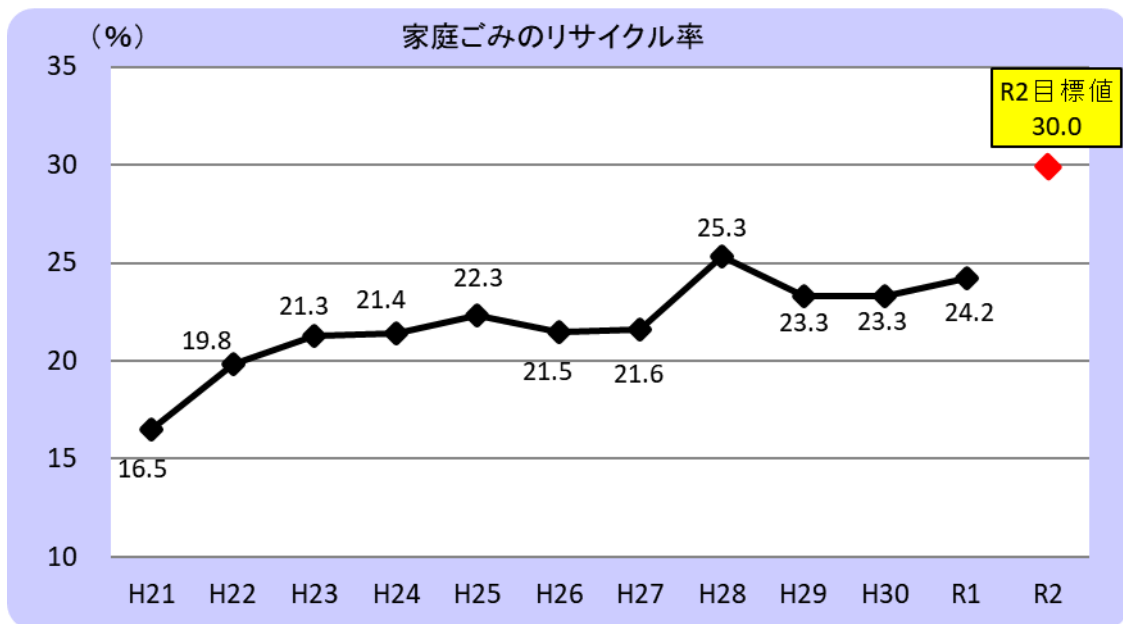
取組の方向性

- ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します。
- 3Rの推進によるごみ減量・リサイクルを推進します。
- 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処理に努めます。

成果指標

項目名	基準値 平成 21 年度	実績値 令和元年度	目標値 令和 2 年度
市民 1 人が 1 日に出すごみの量 (集団回収を除く)	1,037 g	954 g	881 g
家庭ごみのリサイクル率	16.5%	24.2%	30.0%





「市民1人が1日出すごみの量」は、前年度実績から32g増加しています。民間のリサイクル施設の閉鎖により、市焼却施設で受け入れるごみの量が増加したことが、要因の一つとして考えられます。

一方、「家庭ごみのリサイクル率」は、前年度実績から0.9ポイント増加しました。様々な持ち去り防止対策の実施等により、資源物の回収量が増加したことが、要因の一つとして考えられます。

いずれも目標値の達成は困難な状況であり、熊本市一般廃棄物処理基本計画に掲げた、ごみ減量とリサイクル推進の取組を、更に推し進めていく必要があります。

3-1-1 ごみの減量とリサイクルを推進する

令和元年度 取組の実績

●ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働の推進

市民に対しては、市政だよりやホームページなど市の広報媒体をはじめ、スマートフォン向けのアプリを活用することで、ごみ減量、リサイクルやごみ分別方法等について周知、啓発を図りました。

小学校4年生を対象に社会科副読本「ごみとリサイクル」を配付するとともに、各クリーンセンターによる出前講座（35回 延べ2,774名）を行いました。

事業者に対しては、一定規模以上の事業所を対象に立入りをを行い、ごみの排出、リサイクル状況を確認して助言、指導を行いました（415件）。

また、中心市街地の商店街やごみ処理業者等の関係者と連携した中心市街地の清掃活動「おもてなし街なかクリーン作戦」（4回 延べ543名）を実施しました。

●3Rの推進によるごみ減量・リサイクルの推進

食品ロス削減の取組として、飲食店へ「熊本市もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店の募集（令和元年度末86店舗）やエコレシピチャレンジ講座を開催（37回 延べ897名）しました。

スマートフォン向けごみ分別アプリの多言語化（英語、中国語、やさしい日本語）を行いました。

家庭からの生ごみ発生抑制のために、生ごみ処理機等の購入費助成を行いました。

（190件）

生ごみ堆肥化による排出抑制のために段ボールコンポスト講座を行いました。（8回 延べ178名）

地域でのリサイクル活動を推進する再生資源集団回収助成金の交付を行いました。

（725団体 38,446千円、回収量 5,436トン）

熊本市事業ごみ処理ガイドを事業所、飲食店等に配付しました。

「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」で規定する多量排出事業者に対して、廃棄物減量リサイクル責任者の選任と、廃棄物減量・リサイクル計画書の提出を求めるとともに、立入りの際には、食品ロス削減の取組として、フードバンク活動に関するチラシを配布して、活動の周知と活動への協力依頼を行いました。（多量排出事業者数：1,000）



「もったいない！食べ残しゼロ運動」 熊本大学連携事業「食品ロス削減啓発チラシ」



出前講座

今後の課題

◎ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働の推進

より効果的な手法等で適時、適切に啓発活動を行いごみ減量とリサイクルを推進していく必要があります。

また、増加する外国人居住者に対応するため、国際課など関係部署と連携した啓発を行う必要があります。

◎3Rの推進によるごみ減量・リサイクルの推進

令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されたこともあり、更なる食品ロス削減に向けた取組を進める必要があります。

資源物の集団回収については、回収量が減少傾向にあり登録団体数も横ばい傾向にあることなど活動が停滞していることから、活動団体の活性化に向けて施策を検討する必要があります。

指導要綱に基づく多量排出事業者について、対象事業所の掘り起しと優良な事業者に対する立入頻度の見直しが必要です。

3-1-2 適正なごみ処理を実施する

令和元年度 取組の実績

●適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

環境工場においては、定期点検、安全管理審査等を実施したうえで、ごみの適正な焼却処理を行いました。また、排ガス等についても排出状況の管理を徹底し、適正な運転を継続しました。

最終処分場においては、可能な限り再資源化を図りました。

●産業廃棄物の適正な処理

廃棄物処理施設の排水、排ガス等について、79回の立ち入りをを行い110件の検査を実施しました。また、廃棄物処理業者や廃棄物の多量排出事業所等に対して、610件の立入調査を実施して、適正処理について指導を行いました。

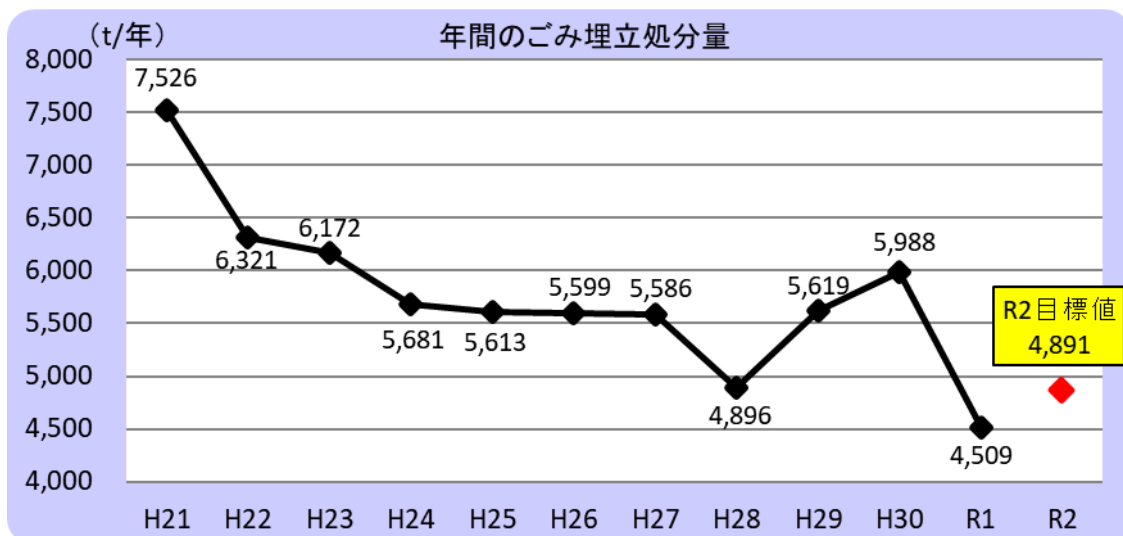
●「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」実現に向けた行動の推進

蛍光灯などの水銀含有廃棄物とスプレー缶などの火災の危険性がある廃棄物を「特定品目」として314t収集し、水銀を15kg回収しました。

＜参考指標＞

項目名	基準値※1 平成21年度	実績値 令和元年度	目標値※1 令和2年度
年間のごみ埋立処分量	7,526 t/年	4,509 t/年	4,891 t/年

※1 富合・城南地区の家庭ごみの収集方法が、平成26年度から熊本市の制度に統合されたことから、熊本市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおいて、両地区分を含めた指標の再設定を行いました。



※ 平成２５年度までの処分量については、富合・城南地区分は含みません。

※ 平成２８、２９年度は熊本地震に伴う災害ごみの量は除きます。

埋立ごみの発生抑制につながる消費行動、事業活動の啓発に取り組んだ結果、目標値を達成することができました。今後も引き続き、更なる啓発に取り組めます。

今後の課題

◎適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

老朽化した東部環境工場については、今後も延命化して使用するために効率的、効果的な整備を進める必要があります。

運営を民間業者に委託している西部環境工場については、今後もモニタリングを通して監督や指導を行うことで、適正な運転を継続させる必要があります。

扇田環境センターへの埋立処分については、今後も更なる分別の徹底等を進めることにより、減量を図る必要があります。

◎産業廃棄物の適正な処理

廃棄物処理業者による廃棄物の過剰保管や、排出事業者による不法投棄事案が発生しているため、引き続き、監視・指導を継続する必要があります。

◎「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」実現に向けた行動の推進

回収した水銀については、適正な処理方法が確立するまで、本市の施設で暫定的に保管する必要があります。



西部環境工場